

公 示

道路運送法施行規則第15条の5第2項第2号に規定する書面の記載事項について

道路運送法施行規則第15条の5第2項第2号の規定に基づく書面の記載事項について、下記のとおり定めたので公示する。

平成13年12月26日

四国運輸局長 波多野 肇

記

記載事項

- (1) 休止又は廃止しようとする路線についてこれまで講じてきた経営努力の内容
- (2) その他当該路線を巡る状況の変化等